

議案第58号

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を制定することについて

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定する
ことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1
号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

職員が新型コロナウイルス感染症への対応に関する業務に従事する場合に
おける特殊勤務手当の特例を廃止するため。

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年石岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し、同項及び附則第5項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。